

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 鶴岡市の立地・概況

【立地】

鶴岡市は、山形県の西部、日本有数の穀倉地帯である庄内平野の南部に位置し、西は日本海、南は新潟県に接している。東部から南部にかけては出羽山地、朝日山地の丘陵地が連なり、赤川とその支流が市内を流れる。

平成17年の市町村合併により、鶴岡市は山岳・平野・海岸部等多様な自然環境を持ち、1,311.53平方キロメートルの、東北で最も広い面積を有する市となった。また、社会的・経済的交流も深い市町村が合併したことで自然や文化、産業など地域の特性を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

尚、鶴岡市は、鶴岡商工会議所と出羽商工会の2つの単会が存在しており、当所の管轄は合併前の旧鶴岡市地域となっているが、その中の大山地域は出羽商工会の管轄となっている。



【鶴岡市概況】

面積: 1311.53 k m²
広 表: 東西 43.1 km 南北 56.4 km
土地利用: 田 12.4%、畑 2.6%、山林 61.1%、
宅地 2.4%、原野 2.8%、
雑種地 11.5%、その他 7.2%
人 口: 122,054 人(R2.9.1 県推計人口)
世 帯 数: 45,883 世帯(R2.9.1 県推計人口)
事業所数: 6,545 事業所(H28 経済センサス)
従業者数: 54,958 人(H28 経済センサス)
農業戸数: 4,972 戸(H27 農林業センサス)

(2) 地域の災害等リスク

※一部鶴岡市地域防災計画より抜粋

【洪水：ハザードマップ】

鶴岡市内において洪水ハザードマップが作成されている河川は、赤川、内川、青龍寺川、大山川、湯尻川、三瀬川、最上川、藤島川、京田川、黒瀬川、倉沢川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川の 15 河川となっている。

過去において堤防等の決壊、支川内川への逆流により大規模災害を生じてきた赤川は、昭和 62 年の大雨を契機に河口部の改修や流下能力の低い地点での川道掘削等を進め、また、平成 14 年 3 月に完成した月山ダムにより調整能力は高まってはいるが、想定外の豪雨によっては、依然として外水、内水氾濫の危険性を有している。

最上川水系の京田川及び藤島川についても、外水、内水氾濫の危険性を有し、温海地域の 4 河川は、河川勾配も急で流路も短く、しばしば氾濫等の水害が生じており、特に注意を要する必要がある。

当会議所及び鶴岡市役所の所在地である馬場町は、1階が水没する程度(0.5~3m)の浸水深を想定している。ハザードマップにも表示してあるが、周辺においても、集中豪雨により浸水する可能性が高い場所や冠水しやすい路線も存在している。

洪水ハザードマップ
 河川名：赤川・内川・青龍寺川
 第一～第六学区地域

●このマップは、赤川、内川・青龍寺川が大雨で氾濫した場合の洪水浸水想定区域と浸水深、あわせて各地区の避難所などを示したものです。
 ●洪水浸水想定区域と浸水深は、国と県から公表された「想定しうる最大規模降雨」(※1)による洪水浸水想定区域図を重ね合わせたものです。
 ※1【河川ごとの想定最大規模降雨量】

河川名	想定しうる最大規模降雨量
赤川、内川、青龍寺川	赤川流域の12時間の総雨量 300mm

発行元：鶴岡市 発行日：令和2年3月

凡例

早期の立退き避難が必要な区域
※この区域は、「木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域」「河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域」「想定される浸水深3m以上の区域」のいずれかを含む区域としています。

河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域
 木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域

避難所 (避難所名称の数は想定最大浸水深)

一時の避難所 (民間施設で逃げ遅れ等の緊急時に避難する場所)

避難方向 ※ 災害の状況により、お住まいの地区以外の避難所等への避難も可能です。

降雨により冠水しやすい場所

降雨により冠水しやすい路線

過去の破壊箇所

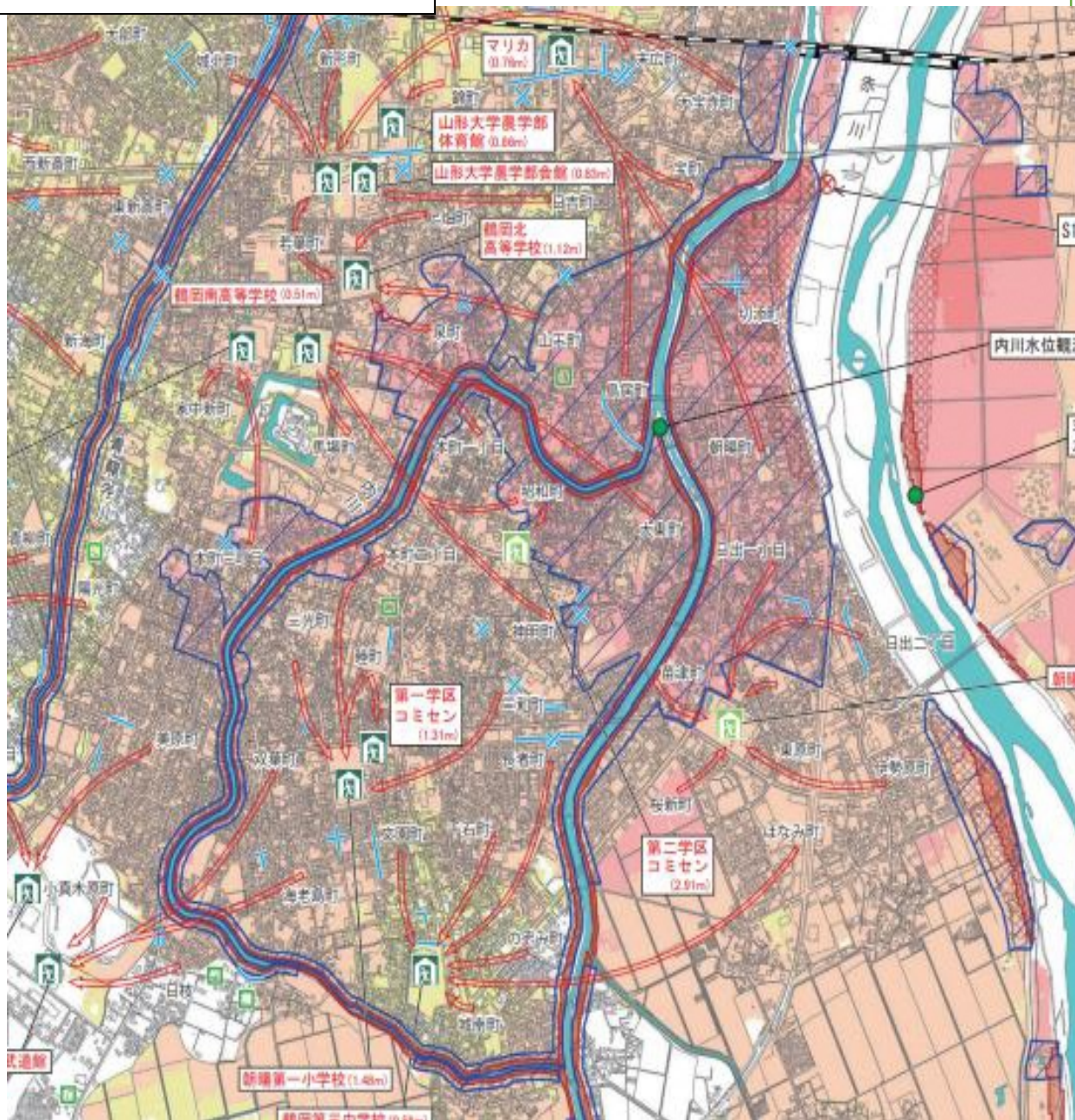
土砂災害警戒区域・特別警戒区域
※ この区域は、大雨で土砂災害が発生する恐れのある範囲です。

5m以上
 2~5m
 1階が水没
 2階も水没
 0.5~3m
 1階が水没
 0~0.5m
 床下浸水

資料：鶴岡市 HP 洪水ハザードマップ 加工



資料：鶴岡市 HP 洪水ハザードマップ加工



【土砂災害:ハザードマップ】

鶴岡市の土砂災害危険区域は、令和2年10月9日現在1,015箇所(鶴岡地域475、藤島地域13、羽黒地域10、櫛引地域5、朝日地域173、温海地域339)、地すべり101箇所、急傾斜地445箇所、土石流468箇所と、県内では最も土砂災害危険区域が多い。

当会議所管内(鶴岡地域)では、上郷、大泉、田川、黄金、湯田川(旅館業が集積)、三瀬、豊浦、加茂、湯野浜(旅館業が集積)地区が土砂災害警戒区域に指定されている。

【地震】

山形県では、平成9年から平成13年にかけて「山形県活断層調査委員会」の指導を受けて「庄内平野東縁断層帯」について調査を実施し、平成17年4月に評価を公表している。「庄内平野東縁断層帯」は、山形県飽海郡遊佐町から酒田市東部を経て鶴岡市の藤島地域添川に至る断層帯となっている。

断層帯北部では、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性があり、将来地震が発生する確率は今後30年以内でほぼ0%となっている。また、断層帯南部では、マグニチュード6.9程度の地震が発生すると推定され、将来地震が発生する可能性は今後30年間でほぼ0%～6%で、我が国の主な活断層の中では高いグループに属している。

【津波：ハザードマップ】

山形県では、県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、F28、F30、F34断層を設定した。さらに、平成28年3月には津波浸水想定・被害想定について公表したことから、これをもとに鶴岡市では津波ハザードマップを作成した。

なお、津波断層モデル地震の発生により、庄内平野の広い範囲で震度6強となり、津波のほか、揺れ等に伴う被害が相当程度発生することが想定されている。

当会議所管内沿岸の予想津波高等は次のとおりとなる。

地区名	最大津波高さ(m)	津波第一波到達時間(分)	備考
湯野浜	11.3	11	旅館業が集積
宮沢	11.3	11	
金沢	10.5	11	
加茂	10.5	10	
今泉	11.0	10	
油戸	12.7	9	
由良	12.7	9	旅館業が集積
三瀬	13.2	8	
小波渡	11.9	8	
堅苔沢	15.7	7	

上記地区は、天保4年に津波被害の史実がある。

【感染症】

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症は、全国かつ急速なまん延により、鶴岡市においても多くの市民の生命や健康及び経済活動に重大な影響を与えるおそれがある。尚、今般の鶴岡市における新型コロナウイルス感染者数は令和4年1月19日現在、304名となっており、また県全体の感染者数は3,980名に達している。今後も感染力の強い変異株によるリバウンドを警戒する必要があることから、自治体との正確な情報の共有、新しい生活様式を実践していく。

(3) 商工業者の状況

平成 28 年の経済センサスを基本とした山形県の資料では、当会議所管内の商工業者数は 4,069 事業所であり、うち小規模事業者数は 3,155 事業所となっており、小規模事業者の全体に占める割合は約 78%となっている。

鶴岡商工会議所管内 業種別商工業者数及び小規模事業者（単位：所）

	商工業者数	小規模事業者数
	平成 28 年	平成 28 年
農林漁業	16	12
鉱業、採石業、砂利採取業	5	4
建設業	397	359
製造業	306	221
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2
情報通信業	43	40
運輸業、郵便業	56	40
卸売業、小売業	1,261	869
金融業、保険業	104	86
不動産業、物品賃貸業	158	157
学術研究、専門・技術サービス業	173	125
宿泊業、飲食サービス業	669	505
生活関連サービス、娯楽業	526	466
教育、学習支援業	103	88
医療、福祉	70	68
複合サービス事業	26	23
サービス業（他に分類されないもの）	151	90
管内合計	4,069	3,155
市全体合計	5,779	4,608

【出所：山形県商工労働部 中小企業振興課(資料：平成 28 年経済センサス)】

※上記事業所の立地については、製造業が各工業団地を中心に市内各地に点在。宿泊業は沿岸部に多く、その他は管内に広く分散している。

(4) これまでの取組み

【鶴岡市のこれまでの取組み】

- ・鶴岡市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

【当会議所の取組み】

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・山形県火災共済協同組合との連携、日本商工会議所が制度運営するビジネス総合保険制度等の取扱損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・当会議所会館における防災訓練の主催、実施

II 課題

(1)事業者のBCP策定状況について

中小企業庁公表の事業継続力強化計画認定企業(令和3年10月末時点)によれば、管内事業所において、既にBCP策定(中小企業庁認定)済みの事業者は、製造業者、建設業者、サービス業者などであり、いずれの業種・業態においてもごく一部の事業者に限られている。小規模事業者のほとんどが、BCPを策定していない状況にある。

また、当会議所において、BCP策定に関するアンケートを実施(令和2年9月実施。BCP未策定事業所対象)したところ、未策定である理由として、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」という回答が最も多く、次いで「策定する時間を確保できない」、「策定する人材を確保できない」との回答であった。また、多数ではないが、「策定する必要性を感じない」という回答もあった。

結果として、事業者BCPの策定に関する市全体の取組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者の策定の動きやこれらを支援する商工団体等の取組みも本格化していない。

(2)当会議所の支援体制について

保険・共済等、自然災害の影響を軽減するための取組みや、事業者BCPの策定に関する支援スキルが不足していることから、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

(3)商工会議所自身の事業継続について

当会議所では、当会議所会館における防災訓練については実施しているものの、事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項等が明確になっていない。

(4)市と当会議所との連携について

発災後、市の関係機関として被害状況の把握、相談窓口の設置に協力することになっているが、具体的な連絡体制や、復旧支援にかかる連携体制が具体化されていない。

III 目標

(1)管内小規模事業者へのBCP策定の普及促進及び策定支援の強化

管内小規模事業者に対し自然災害リスク・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、BCP普及啓発セミナーの開催や当会議所経営指導員・専門家・損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、BCP策定支援を強化する。

(2)被害の把握・報告ルートの確立および速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会議所、鶴岡市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、鶴岡市をはじめとした関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と鶴岡市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

鶴岡市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画、新型インフルエンザ等対策行動計画について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やか且つ混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1)小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①広報等による啓発活動

当会議所会報、ホームページ、メールマガジン等において、行政の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②事業者BCP策定に関する支援

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来る限り早期に復旧できるようにするため、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施し、BCP策定を推進する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業者BCP策定を希望する小規模事業者に対しては、中小企業診断士等の専門家による個別相談会なども開催し、支援を行う。また、小規模事業者でも取組みやすい「山形県版BCPモデル」を活用し、BCP策定の最初の一步として活用する。

③感染症対策支援

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を、当会議所会報、ホームページ等で周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内喚起設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2)商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画(令和4年度より計画策定に着手する)。

3)関係団体等との連携

- ・BCP策定セミナーや個別支援について、山形県火災共済協同組合や、日本商工会議所が制度運営するビジネス総合保険制度等の取扱損害保険会社と連携し、専門家の派遣を依頼し協力を求める。
- ・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

- ・当会議所支援にてBCP策定を行った、あるいはBCPに関する指導を行った事業者に関しては、半年に一回、電話や巡回訪問にてフォローアップ指導を行う。また、その際に計画に大きなずれが生じている場合や、新たにBCP策定を希望する事業者に関しては、専門家派遣制度などを活用しBCP策定支援にあたる。
- ・鶴岡市と被害状況や支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。

具体的には、発災時には携帯電話(通話)での連絡が困難になる可能性があるため、LINEグループ機能等を利用し、専務理事兼事務局長へ安否報告と業務従事の可否報告を行う。併せて、把握出来得る大まかな被害状況(家屋被害・道路状況等)について情報収集し、当会議所、鶴岡市など関係機関で共有する。

- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い、手指消毒を含め、新しい生活様式を実践する。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、鶴岡市における感染症対策本部設置に基づき、当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当会議所と鶴岡市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。ただし、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1.地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2.地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3.被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1.地区内の1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2.地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行わない

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

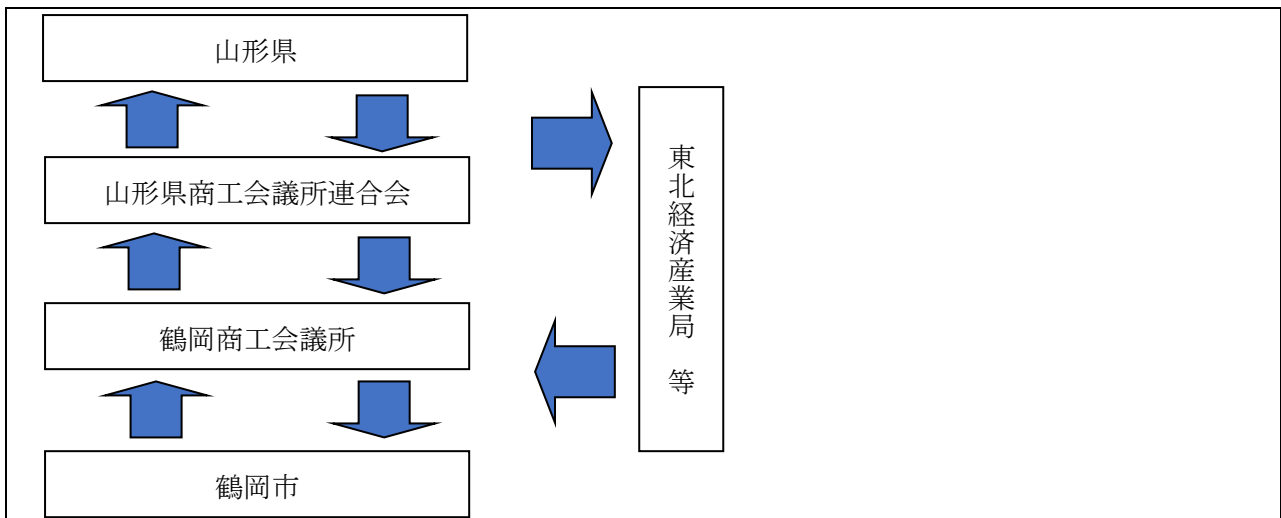
・本計画により、当会議所と鶴岡市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月	2日に1回共有する

・感染症に関しては、鶴岡市で作成した「鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制> ※下図は連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会議所と鶴岡市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会議所と鶴岡市が共有した情報を、山形県が指定する方法にて当会議所または鶴岡市より山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会議所と鶴岡市が共有した情報を山形県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

1) 特別相談窓口の開設

当会議所は、鶴岡市と協議の上、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。また、国や山形県、山形県商工会議所連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。詳細確認にあたっては、被害項目等を予め記載した確認シート(仮)を作成し、罹災証明に必要な写真等を、その場でスマートフォン等から印刷できるように、PC、プリンターを準備するなど、迅速な被害状況の把握に努める。

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回、電話、ホームページ、メールマガジン、会報等、可能な限りのあらゆるツールにより情報発信する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

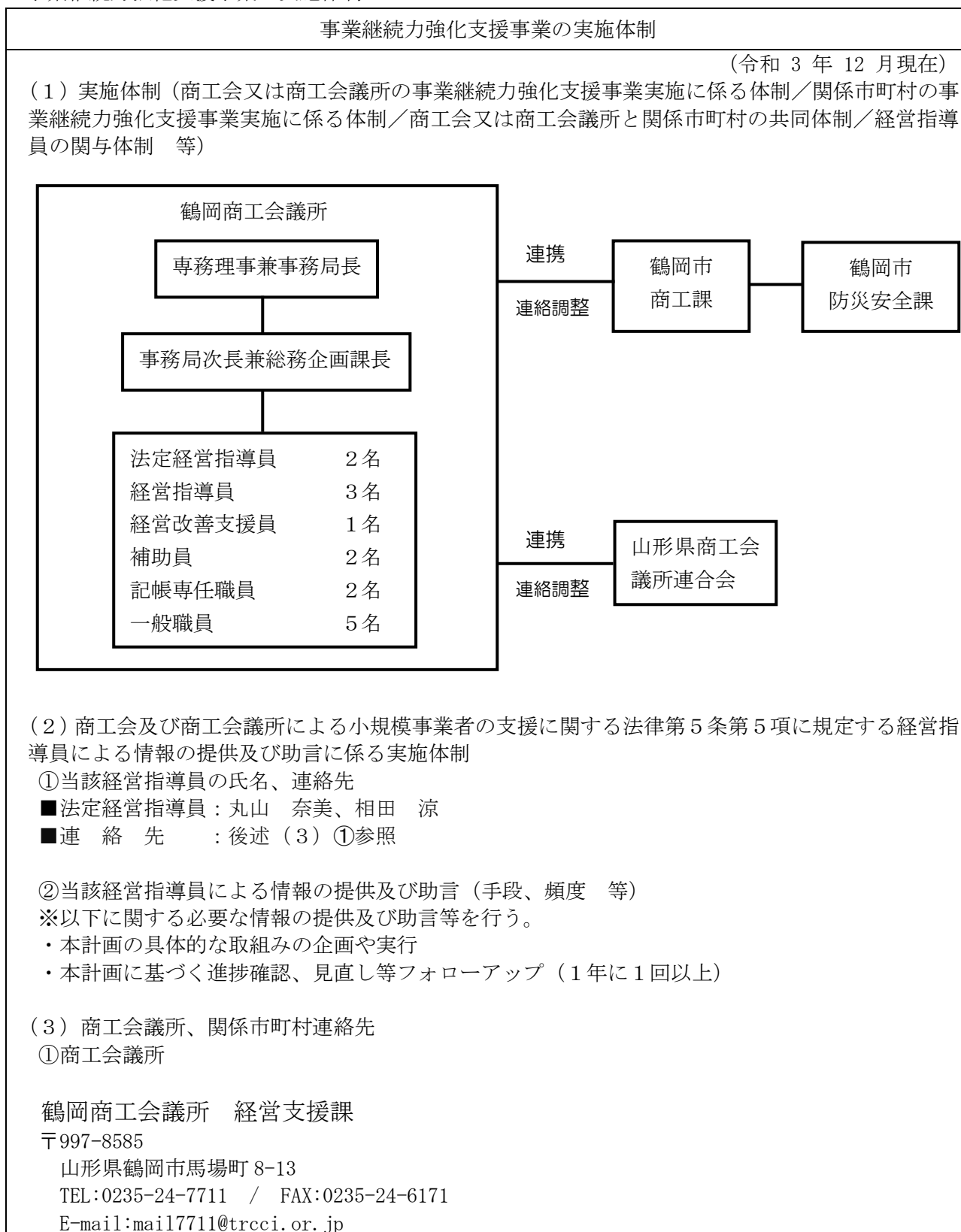
- ・山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村
 鶴岡市 商工観光部 商工課
 〒997-8601
 山形県鶴岡市馬場町9番25号
 TEL:0235-25-2111 / FAX:0235-24-9071
 E-mail:shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ 作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山形県補助金、鶴岡市補助金、国補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等